

令和 5 年版

# 静岡県労働委員会年報

静岡県労働委員会事務局

# 目 次

## 第1章 総 説

1 主な活動状況等	1
2 労働委員会の構成	2
3 総会及び公益委員会議の開催状況	5

## 第2章 不当労働行為の審査等

1 概 況	9
2 不当労働行為取扱事件一覧表	10
3 労働組合の資格審査	11
4 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく認定及び告示	12

## 第3章 労働争議の調整

1 概 況	13
2 労働争議調整事件一覧表	14
3 終結事件の調整概要	15
4 労働争議実情調査	18

## 第4章 個別的労使紛争のあっせん

1 概 況	19
2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表	20

## 第5章 連絡会議・研修会等

1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況	23
2 委員研修実施状況	26
3 事務局長・主管課長・担当者会議開催状況	27

## 第6章 資 料

1	不当労働行為事件処理状況一覧表	29
2	不当労働行為事件産業別申立件数一覧表	30
3	労働組合資格審査取扱件数一覧表	31
4	実効確保申立ての状況一覧表	32
5	県労委命令交付後の経過一覧表	34
6	調整事件処理状況一覧表	42
7	調整事件要求事項別申請件数一覧表	43
8	調整事件産業別申請件数一覧表	44
9	調整事件年次別終結所要日数一覧表	45
10	労働争議実情調査件数一覧表	46
11	個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表	47
12	個別的労使紛争のあっせん事件紛争内容別申請件数一覧表	48
13	個別的労使紛争のあっせん事件産業別申請件数一覧表	49
14	個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表	50
15	静岡県労働委員会の沿革と権限	51

### <収録内容について>

この年報に収録した当委員会の活動状況等は、令和5年1月から同年12月までのものである。

総

説

第 1 章

# 1 主な活動状況等

## (1) 主な活動状況（令和5年1月～令和5年12月）

### ① 不当労働行為の審査事件等の取扱件数及び終結状況

#### ア 不当労働行為の審査

(単位：件)

取扱件数			終結状況							翌年 繰越	
前年 繰越	新規 申立	計	命令	決定	棄却	和解	取下	計	平均 処理 日数		
0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	—	1

(注)処理日数とは、申立から終結までの日数。

#### イ 労働争議の調整

(単位：件)

取扱件数			終結状況						翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	移管	計	平均 所要 日数	
1	2	3	1	1	1	0	3	75(日)	0

(注)所要日数とは、調整員の指名から終結までの日数。

#### ウ 個別的労使紛争のあっせん

(単位：件)

取扱件数			終結状況						翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	解決	打切	取下	移管	計	平均 処理 日数	
3	17	20	6	11	0	0	17	73(日)	3

(注)処理日数とは、申請から終結までの日数。

### ② 労働組合の資格審査

(単位：件)

取扱件数			処理状況				翌年 繰越
前年 繰越	新規 申請	計	適合	取下 打切	不適合	計	
0	1	1	0	0	0	0	1

### ③ 労働争議実情調査

争議行為予告通知が義務付けられている公益事業43件（前年繰越3件・新規40件）について、実情調査を実施した。

## (2) 不当労働行為事件に係る審査期間の目標及び実績

当委員会における審査期間の目標は、令和5年度から15か月とした。なお、令和5年中に終結した不当労働行為事件はない。

## 2 労働委員会の構成

### (1) 委員

静岡県労働委員会は、労働組合法第 19 条の 12 の規定に基づき、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員、公益を代表する公益委員の各 5 人、計 15 人で構成されている。

労働者委員については県内の労働組合の推薦により、使用者委員については県内の使用者団体の推薦により、公益委員については使用者委員及び労働者委員の同意を得て、県知事が任命する。委員の任期は 2 年である。

委員会には、会務を総理するため、会長及び会長代理（会長に故障がある場合に代理する委員）がおかれ、それぞれ公益委員の中から選出される。第 45 期の会長は森本耕太郎委員、会長代理は宮田逸江委員である。

第 45 期委員（令和 4 年 6 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日）

◎会長 ○会長代理

区分	氏 名	現 職 等	委 員 歴
公益委員	◎ 森本 耕太郎 (もりもと こうたろう)	弁護士	平 28. 6. 1 (第 42 期) ～
	○ 宮田 逸江 (みやた いつえ)	弁護士	平 30. 6. 1 (第 43 期) ～
	笹原 恵 (ささはら めぐみ)	国立大学法人静岡大学情報学部長 学術院情報学領域教授	平 26. 6. 1 (第 41 期) ～
	縣 郁太郎 (あがた いくたろう)	弁護士	令 4. 6. 1 (第 45 期) ～
	本庄 淳志 (ほんじょう あつし)	国立大学法人静岡大学人文社会科学部 教授	令 4. 6. 1 (第 45 期) ～
労働者委員	中西 清文 (なかにし きよふみ)	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会 理事長	平 30. 6. 1 (第 43 期) ～
	西村 多佳子 (にしむら たかこ)	メガネトップ労働組合中央執行委員長	令 2. 6. 1 (第 44 期) ～
	菅 勝幸 (すが まさゆき)	UAゼンセン静岡県支部支部長	令 4. 6. 1 (第 45 期) ～
	高橋 真澄 (たかはし ますみ)	トクラス労働組合執行委員長	令 4. 6. 1 (第 45 期) ～
	齋藤 裕光 (さいとう ひろみつ)	ヤマハ発動機労働組合書記長	令 4. 6. 1 (第 45 期) ～
使用者委員	秋山 辰巳 (あきやま たつみ)	元一般社団法人静岡県経営者協会専務理事	平 24. 11. 1 (第 40 期) ～
	堀田 尚志 (ほった ひさし)	元株式会社静岡銀行監査役	平 28. 6. 1 (第 42 期) ～ 令 5. 6. 30 (第 45 期)
	高井 正人 (たかい まさと)	元ヤマハ株式会社執行役員 人事・総務本部長	令 2. 6. 1 (第 44 期) ～
	山崎 伊佐子 (やまざき いさこ)	フジ物産株式会社代表取締役社長	令 4. 6. 1 (第 45 期) ～
	松下 恵美子 (まつした えみこ)	三協紙業株式会社代表取締役社長	令 4. 6. 1 (第 45 期) ～
	天野 崇志 (あまの たかし)	一般財団法人静岡県銀行協会 専務理事 事務局長	令 5. 7. 1 (第 45 期) ～

## (2) あっせん員候補者

静岡県労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条に基づき、労働争議のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱しており、現委員、事務局長等に委嘱している。

あっせん員候補者名簿

(令和5年12月末現在)

氏名	履歴
森本 耕太郎	弁護士、労働委員会委員
宮田 逸江	弁護士、労働委員会委員
笹原 恵	静岡大学情報学部長、静岡大学大学院情報学領域教授、労働委員会委員
縣 郁太郎	弁護士、労働委員会委員
本庄 淳志	静岡大学人文社会科学部教授、労働委員会委員
中西 清文	一般社団法人静岡県労働者福祉協議会理事長、労働委員会委員
西村 多佳子	メガネトップ労働組合中央執行委員長、労働委員会委員
菅 勝幸	UAゼンセン静岡県支部支部長、労働委員会委員
高橋 真澄	トクラス労働組合執行委員長、労働委員会委員
齋藤 裕光	ヤマハ発動機労働組合書記長、労働委員会委員
秋山 辰巳	元一般社団法人静岡県経営者協会専務理事、労働委員会委員
高井 正人	元ヤマハ株式会社執行役員 人事・総務本部長、労働委員会委員
山崎 伊佐子	フジ物産株式会社代表取締役社長、労働委員会委員
松下 恵美子	三協紙業株式会社代表取締役社長、労働委員会委員
天野 崇志	一般財団法人静岡県銀行協会専務理事 事務局長、労働委員会委員
鈴木 洋子	労働委員会事務局長
浅田 伸明	労働委員会事務局調整審査課長

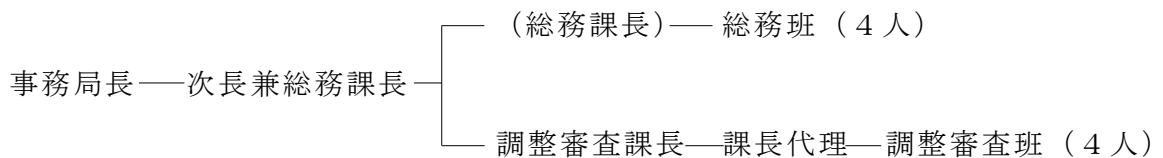
### (3) 事務局

#### ①本務職員

委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、事務局長以下の職員が配置され、所掌の事務を行っている。

平成 11 年度までは総務課の一課体制であったが、フラットな組織形態の導入と総務事務の集中化を図るための組織改正により、平成 12 年度から総務課が廃止され、総務室と調整審査室の二室体制となった。また、平成 22 年度の組織改編により、「室」の呼称を「課」に改め、「係・スタッフ」を「班」に改めた。なお、総務課の職員は、人事委員会事務局、監査委員事務局の各総務課の職員との併任となっている。

(令和 5 年度における事務局の組織)



#### ②兼務職員

県内各地域の労働情勢の迅速な把握、労働問題に関する身近な相談の実施により、紛争の未然防止と労使関係の安定を図るため、各県民生活センターの職員及び労働相談員が、委員会の事務を兼務している。

(令和 5 年度における兼務職員の配置)

東部県民生活センター (沼津市) … 3 人

中部県民生活センター (静岡市) … 3 人

西部県民生活センター (浜松市) … 3 人



### 3 総会及び公益委員会議の開催状況

労働委員会は、合議体としての性質上、総会・公益委員会議等の会議を中心にして業務を行っている。

総会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の各5人、計15人の全員による会議で、毎月2回定例総会を開催することとしている。令和5年は17回開催した。

公益委員会議は、不当労働行為救済申立ての審査、労働組合の資格審査等を行うため、通常、総会の開催日に開催することとしている。令和5年は10回開催した。

#### (1) 総会

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1696	R5. 1. 11	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1695回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あっせん事件(4(個)8号)[開始] (3) 「あっせん」の実践を踏まえた知事部局へのフィードバック (4) 大規模災害発生時における安否確認 (5) 静岡県労働委員会総会のペーパーレス化について (6) 令和4年度労働委員会勉強会
1697	R5. 1. 25	○ 森本 宮田 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1696回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あっせん事件(4(個)9号)[開始] (3) 令和5年度総会及び諸会議等の日程 (4) 「あっせん」の実践を踏まえた知事部局へのフィードバック (5) 令和4年度労働委員会勉強会
1698	R5. 2. 22	○ 森本 宮田 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1697回総会(定例)の議事録 (2) 争議あっせん事件(4(調)6号)[打切り] (3) 個別的労使紛争あっせん事件(4(個)8号)[打切り] (4) 争議行為の予告 (5) 個別的労使紛争のあっせんに関する要綱について (6) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について (7) 関東ブロック労委労協第45回総会及び研修会の結果報告 (8) 令和4年度個別労働紛争解決研修の結果報告 (9) 令和4年度労働委員会勉強会
1699	R5. 3. 8	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 「個別的労使紛争のあっせんに関する要綱」の改正 (2) 第1698回総会(定例)の議事録 (3) 第1641回公益委員会議の議事の概要 (4) 争議行為の予告 (5) 不当労働行為事件審査期間の目標の上方修正 (6) 「組合資格審査事務処理要領」の改正 (7) 「非組合員の範囲の認定告示事務処理要領」の改正 (8) 「争議行為予告通知の取扱・実情調査事務処理要領」の改正 (9) 「公益委員会議事務処理要領」の改正 (10) 中労委・知事部局への報告事項の事務処理要領への反映 (11) 公印押印事務の見直しの事務処理要領への反映 (12) 労働相談員のあっせんの場への出席の扱いについて (13) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について (14) 令和5年2月議会常任委員会(産業委員会)の報告
1700	R5. 3. 22	○ 森本 宮田 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 労働委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について (2) 労働委員会が保有する保有個人情報記録されている文書等の写しの交付等に要する費用等を定める要綱(案)及び静岡県労働委員会における保有個人情報記録されている文書等の写しの交付等に関する事務等の取扱い(案)について (3) 「不当労働行為事件審査事務処理要領」の改正 (4) 「組合資格審査事務処理要領」の改正 (5) 「非組合員の範囲の認定告示事務処理要領」の改正 (6) 「公益委員会議事務処理要領」の改正 (7) 「労働争議あっせん事務処理要領」の改正 (8) 「調停事務処理要領」の改正 (9) 「仲裁事務処理要領」の改正 (10) 「争議行為予告通知の取扱・実情調査事務処理要領」の改正 (11) 「個別的労使紛争のあっせん事務処理要領」の改正

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
					(12) 第1699回総会(定例)の議事録 (13) 静岡県労働委員会事務局組織規則の一部改正について (14) 第1642回公益委員会議の議事の概要 (15) 個別的労使紛争あっせん事件(4(個)9号)[解決] (16) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)1号)[開始] (17) 争議行為の予告 (18) 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題検討 (19) 労働委員会事務局の成果指標の設定
1701	R5. 4. 11	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 一 松下	(1) あっせん員候補者の委嘱 (2) 第1700回総会(定例)の議事録 (3) 争議あっせん事件(5(調)1号)[開始] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(4(個)7号)[打切り] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)2号)[打切り] (6) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)3号)[開始] (7) 労働争議の終結状況 (8) 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題検討 (9) 令和4年度主要業務の執行状況 (10) 令和5年度事務局体制
1702	R5. 4. 26	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1701回総会(定例)の議事録 (2) 争議あっせん事件(5(調)2号)[開始] (3) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)1号)[打切り] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)4号)[開始] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)6号)[開始] (6) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1703	R5. 5. 24	○ 森本 宮田 笹原 一 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1702回総会(定例)の議事録 (2) 第1643回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あっせん事件(5(調)1号)[取下げ] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)5号)[開始] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)7号)[開始] (6) 労働争議の終結状況 (7) 第150回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果報告
1704	R5. 6. 13	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1703回総会(定例)の議事録 (2) 第1644回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議あっせん事件(5(調)2号)[打掛け] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)3号)[解決] (5) 争議行為の予告 (6) 労働争議の終結状況 (7) 令和5年度全国労働委員会会長連絡会議の結果報告 (8) 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会第1回運営委員会の会議概要 (9) 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について (10) 令和5年度関東地区労使関係セミナー(第1回)に対する協賛名義の使用許可 (11) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1705	R5. 6. 28	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 一 高橋 一	秋山 堀田 高井 山崎 松下	(1) 第1704回総会(定例)の議事録 (2) 第1645回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)8号)[開始] (4) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1706	R5. 7. 11	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 一 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) あっせん員候補者の委嘱 (2) 第1705回総会(定例)の議事録 (3) 第1646回公益委員会議の議事の概要 (4) 争議あっせん事件(5(調)2号)[解決] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)4号)[解決] (6) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)5号)[解決] (7) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)6号)[解決] (8) 第37回14都道府県労働委員会使用者委員会議の結果報告 (9) 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会運営委員会運営委員の労働委員会委員退任に伴う後任の選出について

回	開催日	出席委員(○印…議長)			議 題
		公	労	使	
1707	R5. 8. 23	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 一 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 山崎 一 天野	(1) 第1706回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)8号)[打切り] (3) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)9号)[開始] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)10号)[開始] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)11号)[開始] (6) 労働争議の終結状況 (7) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく非組合員の認定に関する告示について (8) 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の開催について (9) 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題回答案の検討 (10) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について (11) 令和5年6月議会常任委員会(産業委員会)における報告 (12) 令和5年度監査・決算審査における質疑応答
1708	R5. 9. 6	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 一 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1707回総会(定例)の議事録 (2) 第1647回公益委員会議の議事の概要 (3) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)7号)[打切り] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)10号)[打切り] (5) 静岡県労働委員会の審査体制に関する意見について (6) 令和5年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修の開催について (7) 委員研修会の開催について (8) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1709	R5. 9. 27	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1708回総会(定例)の議事録 (2) 第1648回公益委員会議の議事の概要 (3) 不当労働行為事件(5(不)1号)[開始] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)9号)[打切り] (5) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)11号)[打切り] (6) 争議行為の予告 (7) 第151回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果報告 (8) 令和5年度公労使委員合同研修の結果報告 (9) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について
1710	R5. 10. 25	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 一 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1709回総会(定例)の議事録 (2) 第1649回公益委員会議の議事の概要 (3) 争議行為の予告 (4) 労働争議の終結状況 (5) 関東ブロック労委協第19回委員研修会の結果報告 (6) 令和5年度「個別労働関係紛争処理制度周知月間」における取組 (7) 監査結果に関する報告 (8) 令和5年9月議会常任委員会(産業委員会)における報告
1711	R5. 11. 8	○ 森本 宮田 笹原 縣 本庄	中西 西村 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 一 松下 天野	(1) 第1710回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)12号)[開始] (3) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)13号)[開始] (4) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)14号)[開始] (5) 争議行為の予告 (6) 労働争議の終結状況 (7) 令和5年度決算特別委員会について
1712	R5. 12. 6	○ 森本 宮田 一 縣 本庄	中西 一 菅 高橋 齋藤	秋山 高井 山崎 松下 天野	(1) 第1711回総会(定例)の議事録 (2) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)13号)[打切り] (3) 個別的労使紛争あっせん事件(5(個)14号)[打切り] (4) 争議行為の予告 (5) 労働争議の終結状況 (6) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の結果報告 (7) 令和5年度公益委員研修の結果報告 (8) 令和5年度公労使委員個別紛争専門研修の結果報告 (9) 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について

(2) 公益委員会議

回	開催日	出席委員 (○印…議長)	議 題
1641	R5. 2. 22	○森本 宮田 一 縣 本庄	(1) 不当労働行為事件審査期間の目標の上方修正 (2) 「組合資格審査事務処理要領」の改正 (3) 「非組合員の範囲の認定告示事務処理要領」の改正 (4) 「争議行為予告通知の取扱・実情調査事務処理要領」の改正 (5) 「公益委員会議事務処理要領」の改正 (6) 成果指標の設定 (7) 労働相談員の「あっせん」の場への出席の扱いについて
1642	R5. 3. 8	○森本 宮田 笹原 本庄	(1) 成果指標の設定
1643	R5. 4. 26	○森本 宮田 笹原 本庄	(1) 令和5年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集について (2) 第89回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答案の検討
1644	R5. 5. 24	○森本 宮田 笹原 本庄	(1) 第89回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果報告
1645	R5. 6. 13	○森本 宮田 一 縣 本庄	(1) 令和5年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題提案について (2) 第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1646	R5. 6. 28	○森本 宮田 笹原 本庄	(1) 非組合員の認定告示
1647	R5. 8. 23	○森本 宮田 笹原 本庄	(1) 令和5年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の開催について (2) 令和5年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の議題回答案の検討 (3) 令和5年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の開催について (4) 令和5年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の議題回答案の検討 (5) 第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の開催について (6) 第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答案の検討 (7) 令和5年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の開催要領について
1648	R5. 9. 6	○森本 宮田 一 縣 本庄	(1) 静岡県労働委員会の審査体制に関する意見について (2) 第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題回答案の検討
1649	R5. 9. 27	○森本 宮田 笹原 本庄	(1) 不当労働行為関係(令和5年(不)1号事件の新規申立て) (2) 資格審査関係(5(不)1号事件) (3) 令和5年度関東ブロック労働委員会会長連絡会議の結果報告 (4) 第90回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果報告 (5) 令和5年度十四都道府県労働委員会公益委員会議の結果報告
1650	R5. 12. 6	○森本 宮田 一 縣 本庄	(1) 不当労働行為関係(令和5年(不)1号事件の報告) (2) 非組合員の認定告示 (3) 第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について

# 不当労働行為の審査等

# 1 概 況

令和5年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件は5(不)1号の1件で、新規に申し立てられたものである。

## 不当労働行為事件の推移

(単位：件)

区分	項 目		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
係 属	前年からの繰越		0	1	2	0	0	
	新 規 申 立		2	1	0	0	1	
	<b>計</b>		<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	0	0	0	0	0
			一部	0	0	1	0	0
		棄 却	0	0	1	0	0	
		却 下	0	0	0	0	0	
	取 下 げ ・ 和 解	取 下	0	0	0	0	0	
		無 関 与	0	0	0	0	0	
		関 与	1	0	0	0	0	
	<b>計</b>		<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
	終結事件の平均処理日数(日)			83	—	530	—	—

(注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

## 2 不当労働行為取扱事件一覧表

事件番号 (事件名)	申立人	被申立人	上部 団体	業 種	救済申立内容	労組法 7条 該当号	申立年月日 終結年月日	処理 日数	第1回調査年月日 (調査回数) 第1回審問年月日 (審問回数) 結審日	終結 事由	備 考
5 (不) 1	Xユニオン	株式会社Y	無	製造業(食料品 製造業)	不利益取扱い	1号 4号	5.9.21 —	—	5.11.30 (1) — (一) —	—	

(注) 処理日数とは、申立から終結までの日数。

### 3 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。このため、労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否かを審査している（労働委員会規則第22条）。

(単位：件)

年	申請区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年繰越分	-	0	0	0	0	0
5年新規分	不当労働行為	0	0	0	1	1
	法人登記	0	0	0	0	
	委員推薦	0	0	0	0	
	労働者供給事業	0	0	0	0	
合計		0	0	0	1	1



## 4 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく認定及び告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会は地方公営企業等の職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者、すなわち労働組合に加入することができない者の範囲を認定し、これを告示することとなっている。

令和5年中に行った認定・告示は2件である。

認定番号	認定年月日	告示年月日	地方公営企業等名	勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者	備考
1	5.6.28	5.7.11	島田市立総合医療センター	島田市立総合医療センター 診療部  医療情報部 診療技術部  薬剤部  看護部 事務部   地域医療支援センター 医療安全管理室 感染管理室	顧問、院長、副院長  第一～第三診療部長、各診療科の部長、医長、副医長 部長、室長、室長補佐 部長、室長、室長補佐、技師長、技師長補佐 部長、局長、局長補佐、室長、室長補佐 部長、副部長、看護師長 部長、次長、課長、参事、課長補佐、室長、室長補佐、経営企画課企画広報係長、経営企画課経営係長、経営企画課企画広報係主査、病院総務課総務係長、病院総務課職員係長、病院総務課施設係長、病院総務課総務係及び職員係の人事・給与担当の主査及び主事 部長、室長、室長補佐 部長、副部長、室長補佐 部長、副部長	組織改正に伴う変更
2	5.12.6	5.12.15	静岡市上下水道局	上下水道局  経営管理部 上下水道総務課   上下水道経営課	局長、局次長、部長、理事、参与、課長、水道事務所長、下水道事務所長、担当課長、参事  課長補佐 総務・調整係の係長、副主幹、主査 人材・厚生係の係長、副主幹、主査  課長補佐 水道経理係の係長、副主幹、主査 下水道経理係の係長、副主幹、主査	変更労働協約の締結に伴う変更

# 労働争議の調整

# 1 概 況

令和5年中に取り扱った調整事件は3件であり、前年からの繰越しが1件、新規申請が2件であった(※1)。

新規申請事件2件の内訳は、申請者別では組合申請1件、使用者申請1件であった。

業種別では、製造業が1件(金属製造業1)、医療・福祉事業1件(社会福祉事業1)であった。

調整事項別では、賃金等が1件、経営・人事が1件であった。

係属した3件のすべてが終結した。終結した3件の内訳は、解決1件、打ち切り1件、取下げ1件、所要日数(調整員の指名から終結までの日数)は最短が65日、最長が93日で、平均所要日数は75日であった。

## 調整事件の推移

(単位：件)

区分	項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
係属	前年からの繰越し	0	0	0	0	1
	新規申請	4	11	5	6	2
	<b>計</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>3</b>
申請者	労働組合 (うち争議団)	4 (0)	11 (1)	4 (0)	6 (0)	1 (0)
	使用者	0	0	1	0	1
	労使連名申請	0	0	0	0	0
	<b>計(※2)</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>2</b>
業種 (※3)	建設業	0	0	0	0	0
	製造業	3	3	1	3	1
	運輸業	0	1	1	2	0
	卸売・小売業	0	2	0	0	0
	サービス業	0	2	1	1	0
	その他	1	3	2	0	1
<b>計(※2)</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	
調整事項	賃金等	1	3	0	2	1
	給与以外の労働条件	1	0	0	0	0
	団交促進	2	4	2	4	0
	経営・人事	0	3	3	0	1
	その他	0	1	0	0	0
<b>計(※2)</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	
終結状況	解決	1	5	2	1	1
	打ち切り	3	5	2	3	1
	取下げ	0	1	1	1	1
	不開始	0	0	0	0	0
	移管	0	0	0	0	0
	翌年への繰越し	0	0	0	1	0
<b>計</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>3</b>	
終結事件の平均所要日数		27	68	52	73	75

※1 調整種別は、全て「あっせん」である。

※2 申請者別、業種別、調整事項別の件数は、新規申請分の件数である。

※3 「業種」のうち「サービス業」は第6章資料8の産業区分記号L・M・N・Q・Rに対応し、また「その他」は同O・P・S・Tに対応する。

## 2 労働争議調整事件一覧表

通 番	事 件 番 号	調 整 区 分	申 請	人 数		業 種	調 整 事 項	事 件 概 要	調 整 結 果	申 請 年 月 日 (指 名 年 月 日) 終 結 年 月 日	調 整 回 数	処 理 日 数 (所 要 日 数)
				組 合 員	従 業 員							
1	4 (調) 6	あっせん	労	2	250	製造業(食料 品製造業)	時給の均等 待遇等	組合員に対する時給の均等待遇等 を求めた事件。被申請者は、不応 諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	4.12.2 (4.12.8) 5.2.13	0	74 (68)
2	5 (調) 1	あっせん	使	41	24	社会福祉事 業	処遇改善費 の不支給	組合員の勤務状況により決定した 一時金の不支給について確認を求 めた事件。労働審判において、一時 金の支払いについて和解が成立し、 申請が取り下げられた。	取下げ	5.2.28 (5.3.7) 5.5.10	0	72 (65)
3	5 (調) 2	あっせん	労	18	72	金属製品製 造業	継続雇用期 間の確認	組合員の雇用が中断されていた期 間における継続雇用の確認を求め た事件。団交ルールを中心に調整を 図った。	解決	5.3.22 (5.3.28) 5.6.28	2	99 (93)

- (注) 1 申請欄の「労」は労働組合の申請、「使」は使用者の申請、「双」は双方の申請、「職」は職権によるもの。  
 2 指名年月日とは、調整員を指名した日をいう。  
 3 処理日数は申請から終結までの日数。(所要日数)は調整員の指名から終結までの日数。

### 3 終結事件の調整概要

事件番号	令和4年(調)6号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	株式会社Y
申請年月日	令和4年12月2日	指名年月日	令和4年12月8日
終結年月日	令和5年2月13日	終結事由	不応諾打切り
調整事項	時給の均等待遇等		

#### ○ 事件の概要

Yは、パートタイマーでXの執行委員長であるAに対して、時給を上げる代わりに有期雇用とする契約変更を提示した。Aはこれに応じなかったが、契約変更に応じた他のパートタイマーについては時給が引き上げられた。また、Yでは、毎年2回賞与が支給されるが、Aには賞与が支給されていない期間があった。その後、数年ぶりにAへ賞与が支給されたが、Aは、賞与額が以前の半分程であると主張した。

AはYの現場責任者から従前どおり残業を行うことを止めるよう指示された。また、Aは、他の社員から帰宅命令等も受けており、これらについて差別的な取扱いであると主張し、Yの工場長に対して従前どおりに残業できるよう申し入れたが、拒絶された。

以上の経緯から、Xは、Aに対する時給の均等待遇等を求めてあっせんに申請した。

#### ○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・他のパートタイマーの時給及び賞与を開示し、Aに対する均等待遇を求める。
- ・生産の繁忙期及びライン稼働中において、Aが従前どおり残業を行うことを求める。
- ・本来の指示命令権者以外の者によるAへの指示等の是正を求める。

#### ○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・各パートタイマーの時給を開示することはできないが、平均時給や時給額の分布については開示可能である。
- ・Aの時給は、パートタイマーの中でも高い方である。
- ・Aが従前の残業と主張しているものは恒常的なものではなく、定時で帰宅してよいと伝えただけである。
- ・所属長不在時は一般の社員が指示を出すこともある。指揮命令系統上社員はパートの上にいるため、これは組織として当然のことである。

#### ○ 結果

- ・本件と同一当事者間で行われている中央労働委員会での不当労働行為事件の再審査手続が進行中であり、Yは、弁護士と相談の上、あっせん不応諾の意思を示した。
- ・あっせん員協議を行った結果、Yの不応諾による本件の打切りを決定した。

事件番号	令和5年(調)1号	調整区分	あっせん
申請者	社会福祉法人X	被申請者	Yユニオン
申請年月日	令和5年2月28日	指名年月日	令和5年3月7日
終結年月日	令和5年5月10日	終結事由	取下げ
調整事項	処遇改善費の不支給		
<p>○ <b>事件の概要</b></p> <p>Xが運営する施設に勤務していたY組合員であるAとBはそれぞれ異なる日に自主退職した。Aは、正社員であった。Aが施設の実情に合わない施策を行ったことで利用者からのクレームが増加した。また、Aは他の職員に対しても高圧的な態度をとっており、複数名の職員が退職する事態にもなった。</p> <p>Bは、非常勤事務職員であった。別の就職先を求めて退職する前に、業務上のミスが発生させたが、Bは対応をせずに退職した。</p> <p>両名の退職後、Xの理事会において、処遇改善費という臨時一時金を退職者を含め支給することとなったが、こうした経緯を踏まえ、Aは不支給、Bは弁明の機会を付与するため支給を保留とする旨決定された。</p> <p>その後、XとYの間で計4回の団交が実施された。Xは、臨時一時金の不支給は両組合員の問題行動が原因であり、支給対象者の選定はXの裁量によることを説明したが、Yは一貫して、賃金である以上支払うのが当然である旨の主張を続け、話し合いは平行線となり、合意には至らなかった。</p> <p>以上の経緯から、Xは労働委員会へあっせんに申請した。</p> <p>○ <b>申請者（使用者）側の主張</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時一時金の不支給は、AのパワハラやBの業務上のミス後の対応等の問題行動が理由で、令和4年の理事会において決定したものであり、適切な対応である。</li> <li>・あっせん制度の趣旨を踏まえ、歩み寄りの余地はある。</li> </ul> <p>○ <b>被申請者（労働組合）側の主張</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時一時金は給与であり、支払うのが当然である。A及びBに対する処分として不支給を決定したとのことだが、退職した職員に対して処分することはできない。</li> <li>・A及びBは、既に静岡地方裁判所に労働審判手続を申し立てており、あっせんに応じることはできない。</li> </ul> <p>○ <b>結果</b></p> <p>労働審判手続において、X並びにA及びBとの間で和解が成立したことから、Xは本件あっせんを取り下げた。</p>			

事件番号	令和5年(調)2号	調整区分	あっせん
申請者	Xユニオン	被申請者	Y株式会社
申請年月日	令和5年3月22日	指名年月日	令和5年3月28日
終結年月日	令和5年6月28日	終結事由	解決
調整事項	継続雇用期間の確認		

○ 事件の概要

Yでパート職員として働くAは、雇用契約更新に当たり、勤務場所を「会社が指定した勤務地」に変更するとの説明を受け、Xに相談・加入した。

Yの社長は、Aを新設する工場に総務担当者として勤務させる方針であった。Aは、業務量の増加や責任の重さに鑑み、正社員としての雇用を社長に求めたが、社長はこれに応じなかった。Xは勤務地変更及び雇止めに係る団交を申し入れ、2回にわたって団交を実施したが、解決には至らず、Aは雇止めとなった。

Aは、裁判所に地位保全の仮処分を求める申立てを行い、和解が成立し、雇止めから2か月後、Aは復職した。

しかし、雇止めから再度の雇用契約締結までの期間の扱いについて、AとYの解釈の違いが明らかになり、Xは、当該期間の雇用継続の確認と厚生年金への再加入手続を求めて、団交を申し入れた。しかし、Yから、「本件は和解にて終了しており、団交には応じられない」旨の回答を受けたため、Xはあっせんの申請を行った。

○ 申請者（労働組合）側の主張

- ・契約の更新による継続雇用であるので、厚生年金保険への再加入手続を依頼する。
- ・調整事項そのものに係る解決でなくとも、本件に係る団交を実施するという結論でもよい。

○ 被申請者（使用者）側の主張

- ・契約期間満了から和解による復職までの間は雇用していなかったことは事実であるため、当該期間については雇用関係は存在しない。
- ・既に取り交わした和解において、本件紛争は決着しているため、団交に応じる必要は無い。

○ 結果

<第1回あっせんの経過>

あっせん員から、Yに対し団交応諾義務等を説明し、弁護士と十分協議した上で、再度あっせんに臨むよう働きかけた。当事者双方がこれに同意し、本件は打掛けとした。

<第2回あっせんの経過>

Yから、「Xが話をしたいということであれば、団交に応じる意向である。」旨回答があり、これを受け、出席人数や開催場所等の団交ルールを定めることで双方合意し、解決した。

## 4 労働争議実情調査

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した際に必要に応じ実施している。特に、争議行為予告通知が義務付けられている公益事業については、県民生活へ大きな影響を及ぼすことが予測されるため、争議予告通知を受けたときに速やかに調査することとしている。

当労委では、当労委に直接争議予告の通知があったもののほか、中央労働委員会に通知された争議予告のうち、県内事業所において解決が図られる見込みのある争議について、調査を実施している。

令和5年中に実施した調査件数は43件である。

業種別にみると、医療業が13件と最も多く、次いで道路貨物運送業12件、鉄道業・道路旅客運送業10件、港湾業4件、廃棄物処理業2件、郵便・電気通信業2件であった。

また、交渉事項別では、賃上げが26件と最も多く、次いで年末一時金12件、夏季一時金3件、労働条件の改善2件となっている。

### 労働争議実情調査の推移

(単位：件)

区分	項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	前年からの繰越	11	15	23	5	3
	新規	39	36	49	33	40
	<b>計</b>	<b>50</b>	<b>51</b>	<b>72</b>	<b>38</b>	<b>43</b>
業種	鉄道業・道路旅客運送業	8	9	10	8	10
	道路貨物運送業	12	9	12	9	12
	医療業	20	24	33	11	13
	廃棄物処理業	4	3	4	2	2
	郵便・電気通信業	2	2	3	2	2
	電力業	1	2	1	0	0
	港湾業	3	2	9	6	4
	<b>計</b>	<b>50</b>	<b>51</b>	<b>72</b>	<b>38</b>	<b>43</b>
交渉事項	賃上げ	36	42	52	27	26
	年間臨給	0	0	0	0	0
	夏季一時金	4	2	2	1	3
	年末一時金	9	6	11	6	12
	労働条件の改善	1	1	0	0	2
	その他	0	0	7	4	0
	<b>計</b>	<b>50</b>	<b>51</b>	<b>72</b>	<b>38</b>	<b>43</b>



# 個別的労使紛争のあっせん

# 1 概 況

令和5年中に取り扱った個別的労使紛争あっせん事件は20件であり、前年からの繰越しが3件、新規申請が17件であった。

新規申請17件の内訳は、申請者別では、労働者申請16件、使用者申請1件であった。

業種別では、製造業が多く、紛争内容別では、経営又は人事が多かった。

係属事件のうち17件が年内に終結し、3件が翌年へ繰り越された。終結状況は、解決6件、打切11件、処理日数（申請から終結までの日数）は、最長が136日、最短が31日、平均処理日数は73日であった。

## 個別的労使紛争あっせん事件の推移

(単位：件)

区分	項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
係属	前年からの繰越	0	2	6	4	3
	新規申請	15	11	15	9	17
	<b>計</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	<b>21</b>	<b>13</b>	<b>20</b>
申請者	労働者	15	11	14	9	16
	使用者	0	0	1	0	1
	<b>計(※)</b>	<b>15</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>9</b>	<b>17</b>
業種	農業	1	0	0	0	1
	建設業	0	0	1	0	1
	製造業	2	3	2	0	5
	電気・ガス・水道業	1	0	0	0	0
	情報通信業	0	0	0	1	0
	運輸業	1	0	0	1	1
	卸売・小売業	1	1	3	1	1
	金融・保険業	0	0	0	0	0
	不動産業	1	0	0	1	0
	専門技術サービス業	0	0	2	1	0
	宿泊・飲食サービス業	1	1	1	0	0
	生活関連サービス業・娯楽業	1	0	3	0	0
	教育・学習支援業	1	0	0	1	2
	医療・福祉	4	4	2	2	1
	複合サービス業	0	0	0	0	0
	サービス業	2	2	1	0	5
	その他	0	0	0	1	0
<b>計(※)</b>	<b>15</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>9</b>	<b>17</b>	
調整事項	経営又は人事	7	6	9	7	8
	賃金	3	4	1	0	2
	労働条件等	0	0	1	0	1
	職場の人間関係	5	1	4	2	6
	その他	0	0	0	0	0
<b>計(※)</b>	<b>15</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>9</b>	<b>17</b>	
終結状況	解決	2	3	7	7	6
	打切	11	4	8	3	11
	取下	0	0	2	0	0
	不開始	0	0	0	0	0
	翌年への繰越	2	6	4	3	3
	<b>計</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	<b>21</b>	<b>13</b>	<b>20</b>
終結事件の平均処理日数(日)		45	44	64	94	73

※ 申請者別、業種別、調整事項別の各合計は、新規申請分の件数である。

## 2 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
1	4 (個) 7	労働者	有期雇用労働者	専門サービス業 (学術研究・専門技術サービス業)	雇止め撤回	雇止めの撤回と慰謝料を求めた事件。被申請者に解決金支払の意思がなく、解決金による調整に応じなかった。	打切り	4.11.14 (4.11.15) 5.3.29	1	136 (135)
2	4 (個) 8	労働者	有期雇用労働者	不動産賃貸業	雇止め撤回	雇止めの撤回を求めた事件。解決金の金額について双方妥協しなかった。	打切り	4.12.13 (4.12.20) 5.2.20	1	70 (63)
3	4 (個) 9	労働者	パート	医療・福祉事業(介護事業)	雇止め撤回	雇止めの撤回及び雇用の継続を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	4.12.16 (4.12.20) 5.3.10	1	85 (81)
4	5 (個) 1	労働者	有期雇用労働者	その他の事業サービス業	無期転換拒否の撤回	5年以上勤務しているとして、雇止めの撤回及び無期雇用での雇用の継続を求めた事件。解決金及び雇用の継続について双方の合意が得られなかった。	打切り	5.2.27 (5.3.7) 5.4.20	1	53 (45)
5	5 (個) 2	労働者	正社員	業務用機械器具製造業	解雇予告手当の支払等	未払いの解雇予告手当の支払等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.2.28 (5.3.6) 5.4.3	0	35 (29)
6	5 (個) 3	労働者	パート	その他の事業サービス業	給料補償等	職場の人間関係及びパワハラについて自身の主張を知ってもらうこと及び給料補償を求めた事件。被申請者の謝罪による調整を図った。	解決	5.3.6 (5.3.20) 5.5.25	1	81 (67)
7	5 (個) 4	労働者	正社員	家具・装備品製造業	パワハラに対する損害賠償	パワハラについて被申請者が適切な対応をしていなかったことに対し、損害賠償等を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	5.3.15 (5.3.28) 5.6.30	1	108 (95)
8	5 (個) 5	労働者	パート	繊維工業	嫌がらせに対する謝罪及び慰謝料	在職中に受けた嫌がらせに対し、謝罪及び慰謝料を求めた事件。被申請者の謝罪及び解決金による調整を図った。	解決	5.3.27 (5.3.30) 5.7.3	1	99 (96)
9	5 (個) 6	労働者	有期雇用労働者	教育、学習支援業	雇止め撤回	雇止め撤回及び次年度の雇用を求めた事件。解決金による調整を図った。	解決	5.3.29 (5.4.13) 5.6.29	1	93 (78)
10	5 (個) 7	労働者	パート	政治・経済・文化団体	解雇無効に基づく給与等相当額の請求	解雇撤回、損害賠償の支払等を求めた事例。被申請者の代表者について争いがあることから、打切りとした。	打切り	5.4.27 (5.4.28) 5.8.23	0	119 (118)

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
11	5 (個) 8	労働者	パート	園芸サービス業	解雇撤回	解雇撤回を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.5.31 (5.6.12) 5.8.7	0	69 (57)
12	5 (個) 9	労働者	正社員	電気機械器具製造業	職種転換	職種の転換を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.7.18 (5.7.25) 5.9.6	0	51 (44)
13	5 (個) 10	労働者	正社員	建設業	解雇撤回等	解雇撤回、慰謝料の支払等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.7.31 (5.8.4) 5.8.30	0	31 (27)
14	5 (個) 11	労働者	パート	卸売業・小売業	退職理由変更に係る慰謝料等	退職理由の変更に係る被申請者の対応による精神的苦痛に対し、慰謝料等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.8.2 (5.8.8) 5.9.8	0	38 (32)
15	5 (個) 12	使用者	正社員	運輸業	自己休職期間であること及び同期間の賃金支払義務不存在に係る確認	被申請者が自己休職期間であること及び同期間の賃金支払義務が存在しないことの確認を求めた事件。当事者間での自主交渉の結果、被申請者の退職等により合意に至った。	自主解決	5.10.6 (5.10.18) 5.12.28	0	84 (72)
16	5 (個) 13	労働者	正社員	労働者派遣業	ハラスメント行為等による退職に係る賠償請求	派遣先でのセクハラにより退職に至ったことに対し、慰謝料等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.10.17 (5.11.2) 5.12.4	0	49 (33)
17	5 (個) 14	労働者	派遣労働者	輸送用機械器具製造業	ハラスメント行為等による退職に係る賠償請求	在職中のセクハラにより退職に至ったことに対し、慰謝料等を求めた事件。被申請者は不応諾の意向を示した。	打切り (不応諾)	5.10.17 (5.11.2) 5.11.22	0	37 (21)
18	5 (個) 15	労働者	派遣労働者	労働者派遣業	労働条件の相違等による精神的苦痛に係る和解金	採用面接で提示された労働条件が実際のもものと異なっており、不安を抱えたまま働かざるを得なかったことによって生じた精神的苦痛に対し、慰謝料を求める事件。	—	5.11.27 (5.12.4) —	—	— (—)

通番	事件番号	申請者	労働者の雇用形態	業種	あっせん事項	事件概要	あっせん結果	申請年月日 (指名年月日) 終結年月日	あっせん回数	処理日数 (所要日数)
19	5 (個) 16	労働者	正社員	介護事業	整理解雇による精神的、経済的損害に対する補償金	不当な整理解雇に対し、補償金を求める事件。	—	5.12.4 (5.12.7) —	—	— (—)
20	5 (個) 17	労働者	アルバイト	教育、学習支援事業	パワハラ等に伴う損害賠償及び未払賃金の請求	在職中にパワハラ及び賃金未払があったことに対し、損害賠償等を求める事件。	—	5.12.13 (5.12.26) —	—	— (—)

(注) 1 「労働者の雇用形態」欄における区分は次のとおりとする。

- ・ 正社員・正職員…勤務先において、「一般職員」「正社員」又はそれに類する名称で呼ばれている者
- ・ パート・アルバイト・有期雇用労働者…就業時間や日数に関わらず、勤務先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに類する名で呼ばれている者
- ・ 派遣労働者…「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて労働した者
- ・ 契約社員…専門的職種に従事させることを目的とした、雇用期間の定めのある労働契約により雇用された者

2 「指名年月日」とは、あっせん員を指名した日をいう。

3 「処理日数」とは申請から終結までの日数をいい、「(所要日数)」とはあっせん員の指名から終結までの日数をいう。

# 連絡会議・研修会等

# 1 全国・ブロック委員連絡会議等開催状況

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会の相互の連絡を密にし、事務処理の統一と調整を図るため、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者による連絡協議会や、各側委員それぞれの連絡会議等が全国規模又は地域別の会議として開催された。

## (1) 全労委関係

### ① 全国労働委員会会長連絡会議

開催日：令和5年6月9日（金）

主催労委：中央労働委員会、茨城県労働委員会

講演：「パワーハラスメント対策について」

中央労働委員会地方調整委員・

千葉大学大学院社会科学研究院教授 皆川 宏之 氏

議題懇談：不当労働行為審査（調査）におけるウェブ会議の利用について

（中央労働委員会提案）

### ② 全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催日：令和5年11月9日（木）

主催労委：中央労働委員会

議題：

	内容	備考
1	講演「定額残業給について」	講師： 中央労働委員会公益委員 京都大学大学院人間・環境学 研究科教授 小畑 史子 氏
2	講演「有期雇用労働者の無期転換・雇止めについて」	講師： 中央労働委員会会長代理 明治大学法学部教授 山川 隆一 氏

### ③ 第78回全国労働委員会連絡協議会総会

開催日：令和5年11月9日（木）～10日（金）

主催労委：中央労働委員会

議題：

	内容	備考
1	個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について	九州ブロック公労使提案
2	労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて	中部ブロック公労使提案
3	労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について	中央労働委員会提案
4	講演「フリーランスをめぐる最近の状況について」	講師： 前中央労働委員会会長代理 荒木 尚志 氏

(2) 14 都道府県関係

① 第 37 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議

開催日：令和5年7月7日（金）

主催労委：埼玉県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	ワンマン経営会社の事件対応について	大阪府労働委員会提案
2	使用者委員としての見識を深めるための方策について	埼玉県労働委員会提案
3	講演「コンビニ店主の労働者性－セブンイレブン団交拒否事件－」	講師： 元法政大学法学部教授 元埼玉県労働委員会公益委員 藤本 茂 氏

② 14 都道府県労働委員会公益委員会議

開催日：令和5年9月19日（火）～20日（水）

主催労委：新潟県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	組合活動への便宜供与について	京都府労働委員会提案
2	迅速な審理の在り方について	大阪府労働委員会提案

(3) 関東ブロック関係

① 第 89 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開催日：令和5年5月11日（木）

主催労委：埼玉県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	労働委員会の裁量権について	埼玉県労働委員会提案

② 第 150 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開催日：令和5年5月11日（木）～12日（金）

主催労委：埼玉県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	外国人労働者の労働相談及びあっせん申請について	山梨県労働委員会提案
2	派遣先企業を被申請者とするあっせんについて	埼玉県労働委員会提案



③ 第 90 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

開催日：令和5年9月11日（月）

主催労委：山梨県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	使用者の利益代表者に近接する職制上の地位にある者による不当労働行為について	山梨県労働委員会提案

④ 第 151 回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

開催日：令和5年9月11日（月）～12日（火）

主催労委：山梨県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	不当労働行為審査の手續における職権主義と当事者主義	神奈川県労働委員会提案
2	講演「副業・兼業に関する諸問題について」	講師： 中央労働委員会地方調整委員 成蹊大学法学部教授 原 昌登 氏

⑤ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

開催日：令和5年9月12日（火）

主催労委：山梨県労働委員会

議 題：

	内 容	備 考
1	各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。	山梨県労働委員会提案

## 2 委員研修実施状況

### (1) 公労使委員合同研修(公益委員研修のみ後日WEB研修)

開催日	令和5年9月7日(木)～8日(金)、11月21日(木)
主催者	中央労働委員会
内容	全体研修及び各側研修

### (2) 公労使委員個別紛争専門研修

開催日	令和5年12月4日(月)～5日(火)
主催者	中央労働委員会
内容	全体研修及びグループディスカッション

### (3) 静岡県労働委員会委員研修会

開催日	令和5年10月25日(水)
主催者	静岡県労働委員会
内容	講演「最近の労働判例について — 定額残業代、育児休業、LGBTQ、同一労働同一賃金等について —」
講師	東京大学社会科学研究所教授 東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎 氏

### 3 事務局長・主管課長・担当者会議開催状況

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催日：令和5年6月8日（木）

主催労委：中央労働委員会、茨城県労働委員会

議題：

- 1 審査・調整事件等の概況について
- 2 議題懇談

「今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて」

（中央労働委員会提案）

(2) 西関東ブロック労働委員会事務局実務担当者会議

開催日：令和5年7月21日（金）

主催労委：静岡県労働委員会

議題：

	議 題	提案労委
1	公益委員会議の運営について	新潟県
2	労働相談会の実施方法等について	
3	不当労働行為救済申立事件について、情報公開請求があった場合の対応について	長野県
4	あっせんにおける期日外の対応について	
5	関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の運営について	山梨県
6	団体交渉の促進をあっせん事項とする調整事件について	静岡県
7	個別事件のうちパワハラが関係する事案について	
8	公的機関の外郭団体等が被申請者のあっせん事件について	

(3) 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

開催日：開催中止

主催労委：静岡県労働委員会

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催日：令和5年10月30日（月）

主催労委：中央労働委員会

議題：

- 1 履行確認（労委規則45条2項）について
- 2 研修制度について
- 3 労働委員会事務局における人材確保・育成について
- 4 報告事項（救済命令取消訴訟における指定代理人制度について等）

(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催日：令和5年10月31日（火）

主催労委：中央労働委員会

議題：

- 1 中央労働委員会事務局からの説明（調整業務の運営について）
- 2 都道府県労働委員会からの事例報告（山梨県労働委員会事務局、福井県労働委員会事務局）
- 3 グループ討議・グループ発表

	内容
課題1	個紛の相談・助言における効果的な取組
課題2	個紛のあっせんにおける効果的な取組
課題3	労働委員会HPにおける個別労働関係紛争解決業務のPR手法

# 資 料

# 1 不当労働行為事件処理状況一覧表

(1) 旧労働組合法下における不当労働行為事件取扱状況（昭和21年～昭和24年6月）

(単位：件)

提訴 件数	取 下	自主解決	その他 による 解 決	却 下	決 定		
					違反あり	違反なし	処罰請求
27	1	5	9	0	3	8	1

(2) 不当労働行為事件取扱状況

(単位：件)

年		処理別													合計		
		S24. 7～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61 ～ H7	H8～ 17	H18 ～ 27	H28 ～ 30	R1	R2	R3	R4	R5			
係 属 状 況	前年から繰越									0	1	2	0	0			
	新規申立	36	55	(203)	(1)	53	33	49	7	2	1	0	0	1	(204)		
小計										2	2	2	0	1			
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済	全部	1	0	2	4	3	1	0	0	0	0	0	0	11	
			一部	0	2	10	14	11	10	6	5	0	0	1	0	0	59
		棄 却		2	0	2	1	1	4	6	1	0	0	1	0	0	18
		却 下		3	1	(2)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	(2)
	取 下 ・ 和 解	取 下		5	10	(1)	(200)	(1)	12	10	2	0	0	0	0	(202)	
		無関与和解		9	19	29	22	50	4	3	0	0	0	0	0	0	136
		関与和解		15	19	27	42	10	9	19	3	1	0	0	0	0	145
	移 送		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	翌年へ繰越										1	2	0	0	1		

注1 ( ) 内は、公務員関係の個人申立て・外書

注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

## 2 不当労働行為事件産業別申立件数一覧表

(単位：件)

申立別及び産業別		年 別		新法													新法計
		旧法	新法	S21～ 24.6	24.7 ～30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	8～ 17	18～ 27	28～ 30	R1	R2	R3	R4	
① 申立別	組 合 申 立	23	20	51	92	109	51	33	49	7	2	1	0	0	1	416	
	個 人 申 立			(203)	(1)											(204)	
	組 合 ・ 個 人 申 立	4	16	4	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	28	
	① 申立別の合計	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
② 産業別	農 業	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	建 設 業	0	2	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	
	製造業	食 料 品	2	4	1	2	10	3	3	1	0	0	1	0	0	1	26
		飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		織 維 工 業	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		木 材 ・ 木 製 品	4	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	2	6	3	2	7	5	1	2	0	0	0	0	0	0	26
		出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連	2	1	5	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	16
		化 学 工 業	3	1	0	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7
		プ ラ ス チ ッ ク 製 品	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
		ゴ ム 製 品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		窯 業 ・ 土 石 製 品	0	0	0	6	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12
		鉄 鋼 業	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		金 属 製 品	0	0	1	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8
		一 般 機 械 器 具	3	7	7	9	8	2	1	1	0	0	0	0	0	0	35
		電 気 機 械 器 具	0	2	0	4	8	1	0	1	0	0	0	0	0	0	16
	輸 送 用 機 械 器 具	1	2	7	5	9	5	1	6	0	1	0	0	0	0	36	
	情 報 通 信 機 械 器 具	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	精 密 機 械 器 具	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	そ の 他 の 製 造 業	1	1	2	5	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	15	
	電気・水道業	電 気 業	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		水 道 業	0	0	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)	
	運輸・通信業	情 報 通 信 業	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
		鉄 道 業	0	0	0	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	0	8
		道 路 旅 客 運 送 業	0	1	11	6	7	0	2	4	0	0	0	0	0	0	31
		道 路 貨 物 運 送 業	0	0	2	8	5	2	2	2	0	0	0	0	0	0	21
	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 店	0	0	3	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11	
	金 融 ・ 保 険 業	1	0	0	6	23	19	1	0	0	0	0	0	0	0	49	
	複合サービス事業	郵便局	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	
	サービス業	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
		娯 楽 業	2	3	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	10
		廃 棄 物 処 理 業	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4
		自 動 車 整 備 業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
		医 療 業	0	0	1	1	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	7
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護		0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	5	
教 育 (自 動 車 教 習 所 を 含 む)		0	0	0	6	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	14	
機 械 等 修 理 業		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業		0	0	0	0	0	0	1	13	1	0	0	0	0	0	15	
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	3	0	4	8	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	22		
公務、分類不能の産業		0	0	0	(203)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(203)	
		0	2	1	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	7	
② 産業別の合計		27	36	55	98	113	53	33	49	7	2	1	0	0	1	448	

注 ( ) 内は公務員関係個人申立て・外書。注2 平成8年の新規申立てのうち、1件は事件の分離によるものである。

### 3 労働組合資格審査取扱件数一覧表

#### (1) 年別申請件数

(単位：件)

区分	年別	S24～ 40	S41～ 50	S51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	H18～ 27	H28～ 30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
申請件数		1,767	315	218	193	165	166	44	4	22	0	17	1	2,912
前年から繰越									0	1	2	0	0	
計									4	23	2	17	1	

#### (2) 申請理由別内訳

(単位：件)

区分	年別	S24～ 40	S41～ 50	S51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	H18～ 26	H28～ 30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
委員推薦	適合	1,526	146	66	85	111	95	35	0	19	0	17	0	2,100
	取下・打切	59	12	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	72
	不適合	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	小計	1,586	158	66	85	111	96	35	0	19	0	17	0	2,173
不当労働行為	適合	17	13	20	20	25	14	7	0	0	2	0	0	118
	取下・打切	49	74	74	68	29	33	6	1	0	0	0	0	334
	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	審査中								1	2	0	0	1	
小計								2	2	2	0	1		
法人登記	適合	56	50	39	42	11	13	1	2	2	0	0	0	216
	取下・打切	9	3	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0	20
	不適合	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	審査中								0	0	0	0	0	
小計								2	2	0	0	0		
調停・その他 あつせん	適合	35	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	38
	取下・打切	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10
	小計	44	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	48
合計								4	23	2	17	1		



## 4 実効確保申立ての状況一覧表

(昭和57年1月～令和5年12月)

年度	事件番号	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内 容
S57	57-1	57. 5.28 (57. 2. 1)	57. 6. 8 57. 8.10	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見守ることになった。
	56-10	57. 6. 7 (56. 8.28)	57. 6.22 57. 7. 6	有 口頭(要請)	57. 7. 8	審問に先立ち、審査委員が、証人として出廷した者に対するいやがらせをしないよう要請したが、会社は応ぜず、のち不当労の申立てがされた。 (審査委員名義)
	57-1	57. 6.15 (57. 2. 1)	57. 6.22	無		仮処分申請に対する判断結果(経過)を見守ることになった。
	55-7	57. 7.17 (55. 6. 1)	57.11. 9	無		和解協議に入ったため勧告せず。
S58	56-10	58. 5.27 (56. 8.28)	58. 6. 7 58. 7. 5 58. 7.19	有 口頭(要請)	58. 7.29	審問に先立ち、会社に対し説得工作をしないよう、組合に対し外部への宣伝活動を自制するよう要請した。 (審査委員名義)
	58-3	58. 8. 9 (58. 7.29)	58. 8. 9 58. 8.23 58. 9. 6	無		勧告(要請)せず。
	58-3	59. 4.10 (58. 7.29)	59. 4.12	有 口頭(要請)	59. 4.16	調査の中で、補佐人の転勤について配慮するように要請した。 (審査委員名義)
S59	59-2	59. 5.10 (59. 4. 6)	59. 5.10	有 口頭(要請)	59. 5.24	不当労の申立て内容であるピラ配布に対する処分の停止を求めるものであったため、双方で話し合うよう要請したが、処分が行われ、不当労の追加申立てがされた。 (審査委員名義)
	59-5	59. 6.19 (59. 6.15)	59. 7.12	無		59. 8.31、団体交渉を行うことで合意した。
S62	62-6	62.10.20 (62.10.20)	62.10.20 62.10.27 報告了承	有 口頭(要請)	62.10.24	出向について、なお一層話し合いを行うよう要請した。 (審査委員名義)
H6	6-4	6.10.17 (6.10. 7)	6.10.18 6.11.22 報告了承	有 口頭(要請)	6.11.15	審査結果が出るまで、相手の立場を尊重し慎重な行動を取るよう、また、会社は人事異動について組合の理解を得られるよう努力するとともに双方で団交等のルールを協議するよう要望した。 (審査委員名義)

年度	事 件 名	申立年月日	公益会議 年月日	実効確保の 有無・方法	勧告年月日 (要望年月日)	内 容
H 8	6-5	8. 9. 25 ( 6. 10. 24)	8. 10. 7 8. 11. 19 報告了承	有 口頭 (要請)	8. 11. 13	会社に再び不当労の申立てが出ることを ないよう、慎重な対応をしてほしい旨を 要望した。 (審査委員名義)
	6-5-2 8-3	8. 12. 24 ( 6. 10. 24) ( 8. 3. 29)	8. 12. 24 9. 1. 21 9. 1. 27 報告了承	有 文書 (要請)	9. 1. 22	会社に対し、慎重な行動をするよう、ま た、労使関係のルール作りを進めるよう 要望した。 (三者名義)
H 2 3	2 3-1	23. 9. 30 (23. 6. 24)	23. 10. 13 23. 10. 27 報告了承	有 文書 (要請)	23. 10. 24	会社に対し、組合員の雇用契約の扱いな どに慎重な行動を取るよう強く要望し た。 (三者名義)

(注) 1 公益会議において、事実上の勧告をするか否かを、審査委員の判断に委ねる形が取られている。

2 申立年月日欄 ( ) は、不当労働行為の申立年月日

## 5 県労委命令交付後の経過一覧表

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		事 件 番 号	申立て	命令(交付)	内容等	申立て	命令
1	S25	24 - 31	24.12. 8	25. 8.18	却下	—	—
2	"	24 - 32	24.12. 9	25. 9. 8	全部救済	—	—
3	"	25 - 2	25. 6.23	25. 8.23	却下	—	—
4	26	26 - 1	26.1.20	26. 3. 5	却下	—	—
5	28	27 - 1	27.11.18	28. 4. 9	棄却	—	—
6	29	29 - 3	29. 5.14	29. 8.20	棄却	—	—
7	34	34 - 3	34. 7. 6	34.11.18	却下	—	—
8	37	36 - 6	36.12.21	37. 8.25	一部救済	—	—
9	40	39 - 5	39. 7.17	40. 3. 2	一部救済	使 40. 3.15	—
10	41	40 - 1	40. 3.17	41. 2. 4	全部救済	使 41. 2. 8	—
11	"	40 - 3	40. 6.21	41.10.31	棄却	—	—
12	42	40 - 5	40.11.17	42. 2.21	一部救済	使 42. 2.27	—
13	"	41 - 1	41. 1.17	42. 4.20	一部救済	使 42. 4.27	—
14	"	41 - 2	41. 6. 3	42. 8.16	一部救済	—	—
15	44	43 - 6	43. 8. 2	44. 9.24	一部救済	使 44.10. 3	—
16	45	44 - 5	44. 2.14	45. 2.14	一部救済	使 45. 2.25	棄却 45. 12.16
17	"	43 - 11	43.11.20	45. 8.28	一部救済	使 45. 9. 9 労 45. 9.12	—
18	46	45 - 3	45. 4.14	46. 4.20	一部救済	—	—
19	"	45 - 6	45. 9. 3	46. 9.28	棄却	使 46.10. 9	—
20	"	45 - 2	45. 2.25	46.12.17	一部救済	使 46.12.27	—
21	47	45 - 10	45.12.11	47. 2. 9	一部救済	使 47. 2.21	—
22	48	47 - 1	併 合	47. 1.28	全部救済	—	—
23	"	47 - 6		47. 5.17			
24	51	50 - 8	50. 5.26	51. 3.12	一部救済	使 51. 3.26	—
25	"	49 - 6	49. 5.10	51.11.29	一部救済	使 51.12.14	—

(昭和25年1月～令和5年12月)

行政訴訟						緊急命令等	備考
地裁 提訴	裁 判決	高裁 控訴	裁 判決	最高裁 上告	最高裁 判決		
-	-	-	-	-	-		ほか4件を併合
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		和解 40.10.23
-	-	-	-	-	-		和解 41.11.28
労 41.12.27	命令の 一部取消 43. 2.16	使 43. 3. 6	棄却 44. 6.26	使 44. 7.14	棄却 48. 1.26	当地労委は 審査再開を決定 48. 2. 5	当地労委の関与和解 48. 4. 2
-	-	-	-	-	-		再審査取下げ 42. 9. 2
-	-	-	-	-	-		和解(初審命令履行) 42. 7.25
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		和解 45.10.24
使 46. 1.23	和解 47. 1.27	-	-	-	-		東京地裁 訴訟上の和解 47. 1.27
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 46. 7.20
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 47. 3. 3
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 47. 6.24
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 49. 3. 6
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		再審査取下げ 51. 5.21
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 55. 2. 5

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		初 審		再 審		申立て	命令
		事 件 番 号	申 立 て	命 令 (交 付)	内 容 等		
26	54	50 - 1	50. 2. 8	54. 2. 8	一部救済	-	-
27	"	51 - 6	51. 8.27	54. 2. 8	一部救済	-	-
28	"	53 - 3	54. 2.20	54. 9. 3	全部救済	使 54. 9.17 取下55. 2. 5	-
29	"	53 - 7	53. 6.27	54.10.25	一部救済	使 54.11. 6	-
30	"	50 - 2	50. 2.24	54.12.24	一部救済	使 54.12.26 労 55. 1. 8	一部救済 62. 6. 3
31	55	54 - 6	54. 5.21	55. 9. 8	全部救済	使 55. 9. 9	-
32	56	54 - 5	併 合 54. 5.21	56.11. 5	一部救済	使 56.11.13	棄却 60. 7. 9
33	"	54 - 9					
34	"	54 - 2	54. 1.13	56.11. 5	一部救済	-	-
35	58	56 - 16	56.12. 9	58. 2. 9	全部救済	-	-
36	59	53 - 6	53. 6.15	59. 3.30	一部救済	使 59. 4.13	-
37	"	56 - 15	56.11.25	59. 3.30	全部救済	-	-
38	"	57 - 4	57. 5.12	59. 3.30	一部救済	-	-
39	60	58 - 4	併 合 58. 8. 8	60. 3.30	一部救済	使 60. 4.11 労 60. 4.13	一部救済 61. 6.18
40	"	58 - 5				58. 8.11	審査の再開 7. 3.31
41	"	55 - 8	55. 7.22	60. 8.28	棄却	労 60. 9. 6	-
42	"	58 - 3 - 1	58. 7.29	60.12. 5	一部救済	使 60.12.18	棄却 62. 6.17
43	62	54 - 13	併 合 54.12.26	62. 6.15	棄却	-	-
44	"	55 - 1					
45	63	58 - 3 - 2	58. 7.29	63. 2.29	全部救済	使 63. 3.10	-
46	"	60 - 1	60. 2.23	63. 9.29	一部救済	使 63.10. 6	棄却 (一部変更) 8. 9. 4
47	"	60 - 8	60. 8.21	63.10.13	全部救済	使 63.10.27 (取下げ 63.11.29)	-
48	H元	60 - 9	60.10. 7	元. 4.25	全部救済	-	-
49	"	60 - 2	併 合 60. 3.12	元. 9.18	一部救済	使 元.10. 2	棄却 9. 2. 5
50	"	62 - 3					
51	"	62 - 1	62. 3.31	元.12.27	一部救済	使 2. 1.10	棄却 (一部変更) 8. 5. 8

行政訴訟						緊急命令等	備考
地裁		高裁		最高裁			
提訴	判決	控訴	判決	上告	判決		
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		履行
静岡地裁使 54.10.2	-	-	-	-	-		当事者の和解により訴訟取下げ 55.12.1
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 56.3.23
静岡地裁使 62.7.1 労 62.9.1	-	-	-	-	-	緊急命令申立て 62.8.25	当事者の和解により訴訟取下げ 元.8.17
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 57.2.13
東京地裁使 60.8.13	-	-	-	-	-		当事者の和解により訴訟取下げ 63.2.9
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 60.2.28
-	-	-	-	-	-		履行
-	-	-	-	-	-		履行
東京地裁使 61.8.4	棄却 2.5.17	東京地裁使 2.5.29	棄却 3.1.30	使 3.2.14	棄却 (一部取消) 7.2.23	緊急命令申立て 61.10.21 緊急命令認容 61.12.4 緊急命令一部履行 62.5.21	訴訟上の和解により訴訟取下げ 11.11.29
東京地裁使 8.8.19	一部取消 11.2.18	東京高裁中 11.3.4	取下げ 11.11.29	-	-		
-	-	-	-	-	-		中労委の無関与和解 4.8.6
東京地裁使 62.7.31	棄却 2.5.30	東京地裁使 2.6.12	棄却 2.12.26	使 3.1.8	-		58-3-2と分離 原告と訴訟参加人の 和解により訴訟取下げ 3.5.21
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		中労委の無関与和解 元.8.22
-	-	-	-	-	-		中労委の無関与和解 3.5.20
東京地裁使 8.10.8	一部取消 12.2.23	東京高裁 労・使 12.3.7	棄却 13.4.9	-	-		判決確定 13.4.24
-	-	-	-	-	-		当事者の自主和解による取 下げ 63.11.29
静岡地裁使 元.5.23	-	-	-	-	-		原告と訴訟参加人の 和解による訴訟取下げ 4.2.19
東京地裁使 9.3.17	一部取消 12.2.23	東京高裁 労・使 12.3.7	一部取消 13.4.9	-	-		判決確定 13.4.24
東京地裁使 8.6.27	取消 10.5.28	東京高裁中 10.6.11	棄却 12.11.8	中労委 12.11.21	棄却 15.12.12		

番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		初 審		再 審		申立て	命令
		事 件 番 号	申 立 て	命 令 (交 付)	内 容 等		
52	2	62 - 2	62. 3.31	2. 8.22	一部救済	使 2. 9. 5	—
53	〃	62 - 6	62.10.20	2.10.22	一部救済	使 2.11. 5	—
54	4	3 - 1	3. 4.23	4. 3.18	一部救済	—	—
55	5	63 - 9	63.12.23	5.10.20	一部救済	使 5.11. 2	—
56	7	3 - 4	3.12. 5	7. 3.28	一部救済	使 7. 4.11	一部救済命令 12. 8. 4
57	〃	5 - 1	5. 5.31	7. 8.30	一部救済	—	—
58	9	8 - 2	8. 2.21	9. 1.21	全部救済	—	—
59	〃	8 - 6	8. 5.15	9. 4.24	一部救済	—	—
60	〃	6 - 5 - 1	6.10.24	9. 5.22	一部救済	使 9. 6. 5	—
61	10	8 - 5	8. 4.26	10.10.13	一部救済	使 10.10.28	棄却 13.7.9
62	11	4 - 1	4. 7. 3	11. 3. 9	棄却	労 11. 3.19	—
63	〃	6 - 5 - 2	併 合 6.10.24	11. 4.28	一部救済	使 11. 5.12	—
64	〃	8 - 3					—
65	〃	9 - 2					—
66	〃	9 - 1	9. 3.26	11.11.19	一部救済	—	—
67	15	8 - 8	8. 5.29	15. 3.31	棄却	労 15. 4.14	—
68	16	12 - 2	12.10.30	16. 3.15	棄却	—	—
69	〃	14 - 2	併 合 14. 9.17	16. 4.16	一部救済	使 16. 4.28 労 16. 4.30	一部救済命令 (一部変更) 19. 9. 1
70	〃	15 - 1					
71	〃	13 - 1	13. 3.30	16. 8.24	棄却	労 16. 9.6	—
72	17	14 - 5	14.11.13	17. 4.28	一部救済	使 17. 5.12	一部変更(救済 命令取消し) 18.12.25
73	20	19 - 5	19. 10. 30	20. 5. 29	棄却	—	—
74	20	19 - 4	19. 7. 27	20. 12. 18	一部救済	使20. 1. 5	棄却 21. 11. 13
75	21	20 - 6	20. 9. 1	21. 10. 28	棄却	労21. 11. 4	—
76	22	20 - 2	20. 7.16	22. 1.28	却下・棄却	労22. 2.10	—

行 政 訴 訟						緊 命 令 急 等	備 考
地 裁		高 裁		最 高 裁			
提訴	判決	控訴	判決	上告	判決		
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 14.3.8
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 14.3.8
-	-	-	-	-	-		命令確定 4.4.18 履行 4.8.3
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 14.3.8
東京地裁 使 12.9.1	-	-	-	-	-		和解により取下 13.10.1
-	-	-	-	-	-		命令確定 7.9.30 履 行
静岡地裁 使 9.2.20	棄却 9.9.26	-	-	-	-		判決確定 9.10.16 命令不履行により 東京地方検察庁へ通知 9.12.10 和解 10.11.6
-	-	-	-	-	-		命令確定 9.5.29 命令不履行により 東京地方裁判所へ通知 9.11.28 和解 10.11.6
-	-	-	-	-	-		和解により取下 14.6.21
-	-	-	-	-	-		命令確定 13.8.9
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 12.3.13
-	-	-	-	-	-		和解により取下 14.6.21
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-		命令確定 11.12.19
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 20.3.27
-	-	-	-	-	-		命令確定 16.6.15
東京地裁 使19.9.27	却下 20.6.19	東京高裁 中労委 20.7.3	取消、差戻 し 20.11.12	使20.11.25	上告受理の申立 て不受理決定 22.10.19		上告を取下げ 21.1.19 和解 23.6.14
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 17.12.8
東京地裁 労 19.6.15	-	-	-	-	-		和解により取下19.11.11
-	-	-	-	-	-		命令確定20.11.29
-	-	-	-	-	-		命令確定21.12.13
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.6.18
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.8.12



番号	年	県 労 委 (平成16年まで地労委)				中 労 委	
		初 審		再 審		申立て	命令
		事 件 番 号	申 立 て	命 令 (交 付)	内 容 等		
77	〃	21 - 6	21. 3.30	22. 2.16	一部救済	労22. 2.25	-
78	〃	20 - 3	20. 7.28	22. 3.25	棄却	労22. 3.30	-
79	23	21 - 11	21. 9. 1	23. 2.10	棄却	労23.2.18 使23.2.24	-
80	〃	21 - 9	21. 8.25	23. 3.24	一部救済	-	-
81	24	23 - 1	23. 6.24	24. 7.12	一部救済	使24. 7.26	-
82	24	24 - 1	24. 2. 9	24.10.25	一部救済	使24.11.7	-
83	25	25 - 1	25. 6.11	26. 9. 9	一部救済	-	-
84	26	26 - 2	26. 2.17	27. 2.12	棄却	-	-
85	27	27 - 1	併 合	27. 3.16	一部救済	-	-
86	27	27 - 4		27. 7. 6			
87	27	27 - 2	27. 4.22	28.10.20	一部救済	労28.11. 2	-
88	28	28 - 2	28. 9.29	29. 9.21	棄却	-	-
89	28	28 - 3	28.10.24	29.11. 9	一部救済	労29.11.20	-
90	29	29 - 1	29. 1.23	30. 2. 8	一部救済	使30. 2.23	-
91	R3	元 - 1	元.11. 8	3. 3.25	一部救済	-	-
92	3	2 - 1	2. 6. 1	3.12. 8	却下・棄却	労 3.12.16	-

行 政 訴 訟						緊 急 命 令 等	備 考
地 裁	高 裁	高 裁	最 高 裁	最 高 裁	最 高 裁		
提 訴	判 決	控 訴	判 決	上 告	判 決		
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ 22.8.11 命令確定 22.3.18 命令不履行により 岐阜地方裁判所へ通知 22.11.29
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 22.10.8
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ(使) 23.5.27 中労委の勧告和解 (和解の認定)24.6.14
-	-	-	-	-	-		和解 23.6.14 命令確定 23.9.26 履 行
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 24.11.26
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定) 25.5.29
静岡地裁 使 26.10. 8	取消 28. 1.28	東京高裁 28. 2. 9	取消 29. 3. 9	使29.3.23	上告受理の申立 て不受理決定 29.9.12		判決確定 29.9.12 履 行
-	-	-	-	-	-		命令確定 27.8.12
-	-	-	-	-	-		命令確定 28.10.21 履 行
-	-	-	-	-	-		中労委の勧告和解 (和解の認定)29.8.10
-	-	-	-	-	-		命令確定 30.3.21
-	-	-	-	-	-		再審査申立取下げ(労) 30.7.9 命令確定 30.5.9 履 行
-	-	-	-	-	-		中労委の関与和解 30.12.18
-	-	-	-	-	-		命令確定 3.9.25 履行
-	-	-	-	-	-		-

## 6 調整事件処理状況一覧表

(単位：件)

区分		年別													
		S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28～ 30	R1	R2	R3	R4	R5	計
あ っ せ ん	解決		(1)					(1)							(2)
	打切	96	135	77	54	44	33	51	6	1	5	2	1	1	506
	取下	18	14	28	50	25	27	44	(1)	(1)				(1)	(3)
	規則65条2項 (不開始)	23	18	58	(1)	7	15	4	2	0	1	1	1	1	(1)
	翌年へ繰越	0	0	5	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7
		1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	1	0	6
	<b>合 計</b>	<b>138</b>	<b>167</b>	<b>169</b>	<b>121</b>	<b>76</b>	<b>78</b>	<b>100</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>894</b>
解決率※	<b>84.2%</b>	<b>90.6%</b>	<b>73.3%</b>	<b>51.9%</b>	<b>63.8%</b>	<b>55.0%</b>	<b>53.7%</b>	<b>40%</b>	<b>25.0%</b>	<b>50.0%</b>	<b>50.0%</b>	<b>25.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>68.9%</b>	
調 停	解決	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
	不調又は打切	4	0	5	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	11
	取下	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	3
	移管	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	翌年へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	<b>合 計</b>	<b>26</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>37</b>
仲 裁	取下	0	0	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)
	翌年へ繰越	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	<b>合 計</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>(1)</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>(1)</b>
<b>総 計</b>	<b>164</b>	<b>169</b>	<b>174</b>	<b>121</b>	<b>78</b>	<b>78</b>	<b>103</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>932</b>	

注：（ ）内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

※解決率＝解決件数/〔合計件数-（取下げ＋不開始＋繰越）〕……小数点第2位以下四捨五入

## 7 調整事件要求事項別申請件数一覧表

(単位：件)

項目		年別													合計
		S21~30	31~40	41~50	51~60	S61~H7	H8~17	18~27	28~30	R1	R2	R3	R4	R5	
賃金等	賃金増額	58	57	61	26	17	5	2	1	0	0	0	1	0	228
	賃金減額反対	3	1	0	0	0	2	3	0	1	0	0	0	0	10
	賃金定期払	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	賃金体系改定	1	6	2	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	18
	特別給与金改定	9	31	39	24	7	7	1	0	0	0	0	0	0	118
	その他の賃金要求	0	5	1	1	3	6	10	0	0	2	0	1	1	30
	退職金に関する要求	26	8	2	2	2	5	2	2	0	1	0	0	0	50
	解雇予告手当	2	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	7
(小計)		<b>107</b>	<b>109</b>	<b>105</b>	<b>57</b>	<b>32</b>	<b>29</b>	<b>21</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>470</b>
給与以外の労働条件	労働時間の変更	0	1	2	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8
	休日・休暇に関する要求	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他の労働条件	0	2	3	3	6	2	1	0	1	0	0	0	0	18
	(小計)		<b>0</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>8</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
団交促進	団交開催・促進	2	14	53	48	25	24	37	7	2	4	2	4	0	222
	(小計)		<b>2</b>	<b>14</b>	<b>53</b>	<b>48</b>	<b>25</b>	<b>24</b>	<b>37</b>	<b>7</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>0</b>
経営・人事	事業の休廃止又は操業	11	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
	人員整理	7	1	0	1	0	3	2	0	0	0	0	0	0	14
	不当解雇	18	20	2	1	3	4	24	4	0	2	2	0	0	80
	その他の経営人事	1	2	4	4	3	4	5	3	0	1	1	0	1	29
	(小計)		<b>37</b>	<b>26</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>6</b>	<b>11</b>	<b>31</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
その他	協約締結又は全面改訂	9	3	0	0	3	4	1	0	0	0	0	0	0	20
	協約の効力	7	3	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	14
	福利厚生施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	組合承認又は組合活動	0	6	1	1	1	2	5	0	0	0	0	0	0	16
	その他の事項	2	5	3	1	2	4	5	0	0	1	0	0	0	23
	(小計)		<b>18</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
合 計		<b>164</b>	<b>169</b>	<b>174</b>	<b>121</b>	<b>78</b>	<b>78</b>	<b>103</b>	<b>17</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>932</b>

注 繰越事件は申請年に計上

## 8 調整事件産業別申請件数一覧表

(単位：件)

産業別		年 別															合計
		S21 ～ 30	31 ～ 40	41 ～ 50	51 ～ 60	S61 ～ H7	H8 ～ 17	18 ～ 27	28 ～ 30	R1	R2	R3	R4	R5			
A 農 業		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1		
B 漁 業		3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
C 鉱 業		3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
D 建 設 業		1	3	3	1	0	3	5	0	0	0	0	0	0	16		
E 製 造 業	9 食 料 品	2	1	5	5	4	2	1	2	3	1	1	2	0	29		
	10 飲料・たばこ製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1		
	11 織 維 工 業	8	14	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	26		
	12 木 材 ・ 木 製 品	14	5	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	27		
	13 家 具 ・ 装 備 品	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	14 パルプ・紙・紙加工品	10	8	3	4	1	2	0	0	0	0	0	0	0	28		
	15 印刷・同関連産業	6	18	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	26		
	16 化 学 工 業	11	0	10	4	1	1	1	0	0	0	0	0	0	28		
	17 石油製品、石炭製品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	18 プラスチック製品	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1		
	19 ゴ ム 製 品	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
	20 なめし革、同製品、毛皮	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
	21 窯業・土石製品	5	2	8	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	21		
	22 鉄 鋼 業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	23 非 鉄 金 属	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6		
	24 金 属 製 品	3	2	2	4	2	2	0	0	0	0	0	0	1	16		
	25～27 汎用・生産用・業務用機械器具	8	10	17	10	7	4	4	0	0	0	0	0	0	60		
	28 電子部品・デバイス	0	0	4	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	7		
	29 電 気 機 械 器 具	5	1	8	7	—	2	2	0	0	0	0	0	0	25		
	30 情報通信機械器具	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2		
	31 輸 送 用 機 械 器 具	12	19	9	10	1	0	3	0	0	0	0	0	0	54		
	32 その他の製造業	11	12	12	2	1	1	4	0	0	0	0	0	0	43		
	(小計)		111	92	85	53	20	19	19	2	3	3	1	3	1	412	
	F 電気・ガス・水道業	33 電 気 業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		36 水 道 業	0	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
	(小計)		0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
	G 情 報 通 信 業		19	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	23	
	H 運 輸 業	42 鉄 道 業	11	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	19	
		43 道路旅客運送業	2	20	12	7	5	2	4	1	0	0	0	0	0	53	
		44 道路貨物運送業	1	20	14	7	8	20	12	2	0	1	1	2	0	88	
		47 倉 庫 業	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
		48 運輸に付帯するサービス業	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
(小計)		14	46	28	14	15	22	18	3	0	1	1	2	0	164		
I 卸 売 ・ 小 売 業		2	9	14	9	1	7	6	1	0	2	0	0	0	51		
J 金 融 ・ 保 険 業		0	2	9	3	10	4	0	0	0	1	0	0	0	29		
K 不 動 産 業		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
L 学術研究・専門・技術サービス業		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1		
M 宿 泊 ・ 飲 食 サービス 業		0	0	0	0	0	1	5	0	0	1	0	0	0	7		
N 生活関連サービス・娯楽業		3	0	0	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9		
O 教 育 ・ 学 習 支 援 業		1	1	12	9	3	6	7	3	0	0	0	0	0	42		
P 医療・福祉	83 医 療 業	3	5	3	3	4	2	1	1	1	1	0	0	0	24		
	85 社会保険・社会福祉・介護	0	0	0	0	1	3	8	1	0	0	2	1	1	17		
(小計)		3	5	3	3	5	5	9	2	1	1	2	1	1	41		
Q 複合サービス事業(郵便局、協同組合等)		0	0	6	7	11	1	4	0	0	0	0	0	0	29		
R サービス事業 (他に分類されないもの)	88 廃棄物処理業	0	2	2	7	3	1	1	0	0	0	0	0	0	16		
	90 機械等修理業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
	91～92 労働者派遣・その他の事業サービス業	0	0	0	0	1	3	20	2	0	2	1	0	0	29		
	93 政治・経済・文化団体	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2		
	94 宗 教	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
95 その他のサービス業	4	5	9	5	3	2	2	0	0	0	0	0	0	30			
(小計)		4	7	11	12	9	6	23	5	0	2	1	0	0	80		
S 公 務		0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4		
T その他(分類不能の産業)		0	1	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6		
合 計		164	169	174	121	78	78	103	17	4	11	5	6	2	932		

注 繰越事件は申請年に計上

## 9 調整事件年次別終結所要日数一覧表

(単位：件)

年別 所要日数	S21～ 30	31～ 40	41～ 50	51～ 60	S61～ H7	H8～ 17	18～ 27	28～ 30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
5日以内	28	31	38	16	6	3	1	0	0	1	0	0	0	124
6～10日	15	43	26	18	11	7	4	1	1	0	0	0	0	126
11～15日	12	22	30	14	9	10	5	0	1	0	0	0	0	103
16日～1月 (16～30日)	36	38	33	28	20	17	25	5	1	0	0	0	0	203
1月超 ～2月以内 (31～60日)	30	21	23	23	13	18	42	7	0	5	3	2	0	187
2月超 ～3月以内 (61～90日)	7	9	13	6	6	10	19	3	1	2	2	2	2	82
3月超 ～6月以内 (91～180日)	28	2	9	8	12	10	7	2	0	3	0	1	1	83
6月超 (181日～)	8	3	2	8	1	1	0	0	0	0	0	0	0	23
合計	<b>164</b>	<b>169</b>	<b>174</b>	<b>121</b>	<b>78</b>	<b>76</b>	<b>103</b>	<b>18</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>931</b>

注1 繰越事件は終結年に計上。

注2 平成25年の移管1件は本表集計から除く。

注3 所要日数とは、調整員指名から終結までの日数を示す。

## 10 労働争議実情調査件数一覧表

(単位：件)

年 別 項 目		S26～	31～	41～	51～	S61～	H8～	18～	28～	R1	R2	R3	R4	R5	合計
		30	40	50	60	H7	17	27	30						
件 数		<b>53</b>	<b>363</b>	<b>668</b>	<b>665</b>	<b>609</b>	<b>812</b>	<b>676</b>	<b>232</b>	<b>50</b>	<b>51</b>	<b>72</b>	<b>38</b>	<b>43</b>	<b>4,332</b>
組合員数(人)		<b>10,629</b>	<b>234,790</b>	<b>360,626</b>	<b>239,682</b>	<b>166,908</b>	<b>177,288</b>	<b>125,294</b>	<b>44,467</b>	<b>8,257</b>	<b>10,162</b>	<b>8,740</b>	<b>5,630</b>	<b>6,805</b>	
事業の 種類	陸運 (旅客)	12	156	197	132	138	102	101	29	8	9	10	8	10	912
	陸運 (貨物)	2	105	285	178	122	226	162	46	12	9	12	9	12	1,180
	水船 (渡船)	0	11	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
	医 療	0	46	130	227	307	399	323	116	20	24	33	11	13	1,649
	その他	39	45	48	121	42	85	90	41	10	9	17	10	8	565
	計	<b>53</b>	<b>363</b>	<b>668</b>	<b>665</b>	<b>609</b>	<b>812</b>	<b>676</b>	<b>232</b>	<b>50</b>	<b>51</b>	<b>72</b>	<b>38</b>	<b>43</b>	<b>4,332</b>
交 渉 事 項	賃上げ	9	152	250	246	229	381	304	130	36	42	52	27	26	1,884
	年間臨給	0	40	59	4	7	0	0	11	0	0	0	0	0	121
	夏季一時金	5	42	94	118	80	88	106	18	4	2	2	1	3	563
	年末一時金	8	44	141	150	129	217	182	65	9	6	11	6	12	980
	労働協約	1	34	52	53	24	7	0	0	0	0	0	0	0	171
	解雇撤回	10	17	3	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	34
	その他	20	34	69	93	138	118	84	8	1	1	7	4	2	579
	計	<b>53</b>	<b>363</b>	<b>668</b>	<b>665</b>	<b>609</b>	<b>812</b>	<b>676</b>	<b>232</b>	<b>50</b>	<b>51</b>	<b>72</b>	<b>38</b>	<b>43</b>	<b>4,332</b>
争 議 行 為 (注)	有	不明	136	281	99	112	47	32	16	6	1	3	4	2	739
	無	不明	227	387	566	497	765	644	216	44	50	69	34	41	3,540
	計	<b>0</b>	<b>363</b>	<b>668</b>	<b>665</b>	<b>609</b>	<b>812</b>	<b>676</b>	<b>232</b>	<b>50</b>	<b>51</b>	<b>72</b>	<b>38</b>	<b>43</b>	<b>4,279</b>
調 査 動 機	予告による	0	286	645	665	609	809	676	232	50	51	72	38	43	4,176
	労政からの 相談	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	労使からの 相談	51	57	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	111
	その他	1	5	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
	計	<b>53</b>	<b>363</b>	<b>668</b>	<b>665</b>	<b>609</b>	<b>812</b>	<b>676</b>	<b>232</b>	<b>50</b>	<b>51</b>	<b>72</b>	<b>38</b>	<b>43</b>	<b>4,332</b>
調 査 結 果 又 は 終 結 事 項	解 決	18	298	529	563	472	431	351	87	24	19	28	16	16	2,852
	移 行	30	37	53	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	127
	打 切	5	18	78	52	62	237	252	86	11	9	39	19	26	894
	繰 越	0	10	8	45	73	144	73	59	15	23	5	3	1	459
	計	<b>53</b>	<b>363</b>	<b>668</b>	<b>665</b>	<b>609</b>	<b>812</b>	<b>676</b>	<b>232</b>	<b>50</b>	<b>51</b>	<b>72</b>	<b>38</b>	<b>43</b>	<b>4,332</b>

注 「争議行為」欄については、昭和26年から30年までは資料がないため件数不明である。

## 11 個別的労使紛争のあっせん事件処理状況一覧表

(単位：件)

年別 処理 状況	H13 ~22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
解決							(1)				(1)	(2)	(3)	(1)	(8)
	81	3	6	5	8	8	7	6	5	2	2	5	4	5	147
打切											(1)	(3)	(1)	(2)	(7)
	70	3	4	4	8	4	6	6	10	11	3	5	2	9	145
取下												(1)			
	20	0	0	0	1	0	1	4	1	0	0	1	0	0	28
不開始															
	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
翌年へ 繰越															
		0	0	0	0	1	0	0	0	2	6	4	3	3	19
計							(1)				(2)	(6)	(4)	(3)	
	171	7	11	10	17	13	14	17	16	15	11	15	9	17	343
解決率※	53.6%	50.0%	60.0%	55.6%	50.0%	66.7%	53.8%	50.0%	33.3%	15.4%	40.0%	50.0%	66.7%	35.7%	50.3%

注1 各年の( )内は、前年からの繰越し件数を別掲したものである。

注2 打切りはあっせんを行ったもののほか不応諾によるものを含む。

注3 (※) 解決率=解決件数/ {合計件数-(取下げ+不開催+繰越)} ……小数点第2位以下四捨五入



## 12 個別的労使紛争のあっせん事件紛争内容別申請件数一覧表

(単位：件)

紛争内容		年別	H13 ～ 22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
経営又は人事	解雇		50	1	2	2	8	6	6	1	3	5	5	4	6	6	105
	配置転換・出向・転籍		10	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	14
	復職		3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
	懲戒処分		1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4
	退職		5	1	4	4	2	0	0	0	0	1	1	3	0	1	22
	勤務延長・再雇用		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他経営又は人事		1	0	0	0	1	1	1	2	2	0	0	2	1	0	11
小計			<b>73</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>4</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>9</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>163</b>
賃金等	賃金未払い		6	0	1	0	1	0	2	1	0	0	1	1	0	1	14
	賃金増額		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	賃金減額		5	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	8
	一時金		3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	退職一時金		51	2	3	0	1	0	0	7	1	1	1	0	0	0	67
	解雇手当		20	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	25
	休業手当		2	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	6
	諸手当		1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他賃金		1	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	6
	年金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計			<b>89</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>10</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>133</b>
労働条件等	労働契約		1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	4
	労働時間		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
	休日・休暇		0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	年次有給休暇		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児休業・介護休暇		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	時間外労働		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	安全・衛生		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	福利厚生制度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社会保険		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	労働保険		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の労働条件等		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小計			<b>4</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>11</b>
職場の人間関係	セクシャルハラスメント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	嫌がらせ		1	0	0	2	1	1	2	0	5	5	1	4	2	4	28
小計			<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>30</b>
その他			<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6</b>
合計			<b>171</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>10</b>	<b>17</b>	<b>13</b>	<b>14</b>	<b>17</b>	<b>16</b>	<b>15</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>9</b>	<b>17</b>	<b>343</b>

注 繰越事件は申請年に計上

### 13 個別的労使紛争のあつせん事件産業別申請件数一覧表

(単位：件)

産業別		年別										H13 ~22					合計
		23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5			
A	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2		
D	建設業	9	1	0	2	0	0	2	1	0	0	1	0	1	17		
E	製造業	9	8	1	3	1	0	1	0	2	2	0	2	0	0	20	
		10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
		11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
		13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
		15	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
		16	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
		18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
		19	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		23	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
		24	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		25~27	3	0	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	9	
		28	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	
29	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2			
31	6	0	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	12			
32	6	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0	11			
(小計)		39	1	5	2	5	4	1	5	4	2	3	2	0	78		
F	電気・ガス・水道業	33	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1		
		34	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
		36	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1		
(小計)		4	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	6		
G	情報通信業	39	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5		
		40	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2		
		41	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
(小計)		5	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	8		
H	運輸業	42	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
		43-1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
		43-2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
		44	4	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	1	10	
		45	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
		47	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
		48	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
(小計)		17	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	1	23		
I	卸売、小売業	16	0	1	1	3	2	4	0	0	1	1	3	1	34		
J	金融、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1		
K	不動産業	2	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	6		
L	学術研究・専門技術サービス業	72	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	1	7		
		73	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
(小計)		4	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	9		
M	宿泊・飲食サービス業	75	4	0	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0	9		
		76	3	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	7		
		77	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2		
(小計)		7	0	0	2	1	2	1	1	1	1	1	0	0	18		
N	生活関連サービス・娯楽業	78	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2		
		79	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2		
		80	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	3		
(小計)		2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	0	7		
O	教育・学習支援業	4	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	11		
P	医療・福祉	83	13	2	1	1	0	1	2	2	0	4	2	2	30		
		85	6	2	0	0	3	1	2	3	3	0	2	0	25		
(小計)		19	4	1	1	3	2	4	5	3	4	4	2	2	55		
Q	複合サービス事業	86	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
		87	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
(小計)		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
R	サービス事業(他に分類されないもの)	88	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3		
		90	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
		91・92	36	0	0	1	0	2	1	1	4	2	2	1	0	54	
		93	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	6	
(小計)		40	0	0	1	1	2	1	2	6	2	2	1	1	64		
T	その他(分類不能の産業)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
合 計		171	7	11	10	17	13	14	17	16	15	11	15	9	343		

注 繰越事件は申請年に計上

## 14 個別的労使紛争のあっせん事件年次別終結処理日数一覧表

(単位：件)

年別 処理日数	H13 ～22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
5日以内	6	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
6～10日	14	3	2	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	25
11～15日	24	0	1	1	1	4	1	4	0	1	0	0	0	0	37
16日～1月 (16～30日)	59	3	5	2	5	4	3	5	8	1	2	5	0	0	102
1月超 ～2月以内 (31～60日)	56	1	3	4	8	4	8	4	3	8	3	2	3	7	114
2月超 ～3月以内 (61～90日)	8	0	0	0	1	0	2	1	3	3	2	6	2	5	33
3月超 ～6月以内 (91～180日)	4	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	4	5	5	21
6月超 (181日～)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	<b>171</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>10</b>	<b>17</b>	<b>12</b>	<b>15</b>	<b>17</b>	<b>16</b>	<b>13</b>	<b>7</b>	<b>17</b>	<b>10</b>	<b>17</b>	<b>340</b>

注1 繰越事件は終結した年に計上。

注2 処理日数とは、申請から終結までの日数を示す。

## 15 静岡県労働委員会の沿革と権限

### (1) 沿革

時 期	内 容
昭和 20 年 12 月～ 昭和 21 年 3 月	<p>昭和 20 年 12 月に制定された労働組合法（昭和 24 年の全文改正前のいわゆる「旧法」）により労働委員会制度が設けられ、翌 21 年 3 月 1 日同法施行と同時に、国に中央労働委員会、各都道府県に地方労働委員会が設置された。</p> <p>旧法の下における労働委員会の職務は、労働組合の資格に関する決議、組合解散についての裁判所への申立て、不当労働行為の処罰請求、団体交渉のあっせん、労働争議の調停及び仲裁などであった。また、委員の任期は 1 年であった。</p>
昭和 21 年 3 月～ 4 月	<p>【静岡県地方労働委員会の発足】労組法施行日の昭和 21 年 3 月 1 日に労働者委員と使用者委員の各 5 人が、同年 3 月 31 日に第三者委員 5 人がそれぞれ委嘱され、同年 4 月 6 日に第 1 回総会が開催された。</p>
昭和 21 年 10 月	<p>9 月に公布された労働関係調整法が施行され、労働争議の調整にあっせんが加わるとともに、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明確になって、労働委員会の行う調整機能が具体化された。</p>
昭和 23 年 7 月	<p>マッカーサー書簡に基づく政令第 201 号が公布され、公務員に関する争議の調整は労働委員会の職務から除外された。</p>
昭和 24 年 6 月	<p>労働組合法が全面的に改正され、第三者委員は「公益委員」と改称された（なお改正労働組合法を、旧法と区別して「新法」という）。</p> <p>また、職務については労働組合が届出主義から自由設立主義になったことに伴い、組合の資格認否に関する決議、解散についての裁判所への申立てなどが消滅した。</p> <p>不当労働行為救済制度は処罰請求主義から原状回復主義に改められ、処分についても三者構成から公益委員のみが参与するよう変更され、労使委員は決定に先立つ審問に参与できるだけとなった。</p>
昭和 24 年 8 月	<p>中央労働委員会は、改正労働組合法に基づいて中央労働委員会規則を制定した。</p>
昭和 27 年 7 月	<p>労働組合法及び労働関係調整法の改正により、調整事件における組合の資格審査が廃止された。また、公益事業における争議行為に予告制度が採用された。</p>
昭和 27 年 10 月	<p>上記と同時に制定された地方公営企業労働関係法が施行され、地方公営企業の職員及び現業関係の地方公務員には原則として労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなった。</p>

昭和 37 年 10 月	行政事件訴訟法及び行政不服審査法の施行に伴って、労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。
昭和 37 年 11 月	上記に関連して、中央労働委員会は、中央労働委員会規則の改正を行い、呼称も「労働委員会規則」と改められた。
昭和 40 年 5 月	ILO87 号条約の批准に伴い地方公営企業労働関係法が一部改正され、同法第 5 条第 2 項（非組合員の範囲の認定、告示）の事務が労働委員会の職務に加わった。
昭和 41 年 4 月	労働組合法が改正され、労働委員会の委員の任期が従来の 1 年から 2 年に延長された。
昭和 60 年 4 月、 昭和 62 年 4 月	昭和 60 年 4 月、日本電信電話公社と日本専売公社は、民営化により公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、これら旧 2 公社は労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。 また昭和 62 年 4 月に日本国有鉄道は、民営化により公共企業体等労働関係法の公共企業体等から除外され、労働組合法の適用を受け、労働委員会の管轄となった。 なお、旧 3 公社が民営化された結果、公共企業体等労働関係法が一部改正され、公共企業体等労働委員会は昭和 62 年 4 月 1 日から国営企業労働委員会となった。
昭和 63 年 10 月	郵政、林野、印刷、造幣の国営四現業の労使紛争を扱ってきた国営企業労働委員会が中央労働委員会に吸収統合された。なお、この改正と同時に労働組合法 19 条も改められ、地方労働委員会の設置規定が労働組合法 19 条の 12 として独立に設けられた。
平成 12 年 4 月	地方分権一括法の施行に伴い、国の機関委任事務制度が廃止され、地方労働委員会事務は自治事務に改められた。
平成 13 年 5 月	5 月 1 日から、地方自治法 180 条の 2 に基づき、知事から「個別的労使紛争のあっせんに関する事務」の委任を受け、県中小企業労働相談所等と連携のうえ個々の労働者と使用者との間で起きた個別的労使紛争のあっせんを新たに行うこととした。
平成 16 年 11 月	11 月 10 日、労働組合法の一部が改正され、不当労働行為審査制度について、審査の迅速化及び的確化を図る必要があることから、審査手続及び審査体制を整備した。また、地方労働委員会の名称が、都道府県労働委員会に変更された。この改正法の施行日は、平成 17 年 1 月 1 日とされた。
平成 20 年 10 月	10 月 1 日、船員の労使紛争を扱ってきた船員労働委員会が廃止され、船員の集団的労使紛争処理に係る事務が中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

## (2) 権限

労働委員会は、労働組合法によって設けられた、労使紛争を解決するための行政委員会である。その権限は、大別すれば、不当労働行為の審査・判定を行う機能ないし権限（準司法的機能）と、労働争議のあっせん・調停・仲裁を行う機能ないし権限（調整機能）及びその他の権限である。

	職務権限	根拠法
①	労働組合の資格審査を行うこと	労組法 5・11 条、 地公労法 4 条
②	不当労働行為の審査を行うこと	労組法 27 条
③	労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと	労組法 18 条
④	労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと	労組法 20 条、 労調法 10～35 条、 地公労法 4・14・15 条
⑤	特別調整委員設置等についての意見を述べること又はその人数について同意を行うこと	労調法施行令 1 条の 6
⑥	争議行為発生届を受理すること	労調法 9 条
⑦	公益事業に関する争議行為予告通知を受理すること	労調法 37 条
⑧	労働関係調整法 37 条違反に対して処罰請求を行うこと	労調法 42 条、 労調法施行令 11 条
⑨	事務を行うために必要があると認めるとき、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場に臨検し、業務状況等の検査を行うこと	労組法 22 条
⑩	地方公営企業等の職員の非組合員の範囲を認定し、告示を行うこと	地公労法 5 条 2 項
⑪	事業所において同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること、及び無制限に求職者を紹介し又は労働者派遣がされることによって当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること	職業安定法 20 条、 労働者派遣法 24 条
⑫	個別的労使紛争のあっせんを行うこと。	地方自治法 180 条の 2 個別労紛法 20 条

以上の権限のうち、①②⑧⑩の事項は公益委員のみの権限に属している（労組法 24 条、地公労法 16 条の 2）。

---

静岡県労働委員会年報  
—令和5年版—

令和6年3月発行

編集 静岡県労働委員会事務局  
発行 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6  
電話 054-221-2280  
FAX 054-221-2860

〈静岡県労働委員会ホームページ〉

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/koyotoraburu/1049251/index.html>

